

愛知県リサイクル資材評価制度実施要領運用基準

「愛知県リサイクル資材評価制度実施要領（以下「要領」という。）」の適正な運用を図るため、以下のとおり運用基準を定めるものとする。

第4条（認定申請）関係

第1項に定めるあいくる材の認定申請については、次による。

- (1) 第3条に定める品質等の評価基準に適合していることを証明する試験結果の証明書（以下「証明書」という。）を添付すること。試験は原則としてあいくるの指定する試験所等（別表1に掲げるもの。以下「指定試験所」という。）で申請日より前3ヶ月以内に行うこと。
ただし、指定試験所が該当する試験を行っていない場合は、第三者の試験所で良い。
- (2) 証明書の提出は写しとする。原本については、要領第14条第二号に記す確認試験の結果として申請者にて保存すること。
- (3) 第一号に定める「再生資源納入証明書」（様式第2）については、原則として全ての再生資源の納入者からの証明を必要とするが、別表2に掲げるものにおいては、再生資源の種別毎に代表5社とすることができる。
- (4) 認定申請書は、関係書類を添えて2部提出すること。
- (5) 以上のことは、要領第18条に示す更新申請の場合において準用する。

別表1 指定試験所の範囲

1. 都道府県が所管している試験所。

次に示す試験所及び事業所については、申請者または申請者の関連会社を除くこと。

2. 登録試験所

産業標準化法第73条に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構の登録を受けた試験所。

同法に依らないが、JIS Q 17025の適合性が審査され、登録を受けた試験所。

3. 計量証明事業所

計量法第107条に基づき、経済産業省で定める事業区分のうち、濃度において県知事の登録を受けた事業所。

別表2 再生資源納入証明書（様式第2）を代表5社とすることができる再生資源

- アスファルトコンクリート塊 ○陶磁器くず ○レンガ
- セメントコンクリート塊（コンクリート再生骨材含む）
- 採石及び窯業廃土 ○無機珪砂（キラ）
- 廃プラスチック（再生硬質塩化ビニル、再生PET樹脂、再生プラスチック樹脂含む）
- 刈草・剪定木（再未利用木材、樹皮、木くず含む） ○食品残渣
- 廃ゴム（再生ゴム含む） ○廃ガラス（ガラス発泡材含む） ○再生合繊反毛
- 建設汚泥

第8条（審査に必要な事項の要請）関係

第二号においては、次による。

原則すべてを対象とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は省略できる。

- (1) 日本産業規格、日本農林規格、アスファルト混合物事前審査制度及び ISO9001 のいずれかの認証を取得している製造工場等（更新申請に限る。）
- (2) 同一工場で同品目の認定申請に係る立入調査を申請日から過去1年以内に行った製造工場等

第14条（あいくる材の品質確保）関係

第三号については、次による。

販売、若しくは供給した資材の台帳（販売、若しくは供給者名、資材名、用途、寸法・規格、数量、施工箇所等）を作成し、使用実態把握に努めること。

ただし、認定を受けた者における既成書類で内容を満たしており、これに代わるものがある場合は、その書類で良い。

第15条（実績報告等）関係

第一号から第三号については、次による。

調書及び報告書は、関係書類を添えて電子データを提出すること。ただし、電子データの提出が困難な場合は、紙媒体で提出できるものとする。

第三号については、次による。

- (1) 「あいくる材評価基準適合状況報告書」（様式第8）（以下「適合状況報告書」という。）のうち、品質・性能の試験は、原則として第三者の試験所で行うこと。
ただし、申請者にて試験機器を所有し、検査体制を確立させている場合については、自社試験で良い。
- (2) 適合状況報告書のうち、環境に対する安全性の試験は、原則として指定試験所で行うこと。
- (3) 上記(1)及び(2)に記す試験結果証明書の試験時期については、提出日より前6ヶ月以内に行うこと。
- (4) 証明書の提出は写しとする。原本については、要領第14条第二号に記す確認試験等の結果として申請者にて保存すること。

第15条の2（特管使用あいくる材の実績報告等）関係

第二号については、第15条関係(2)を準用する。

第15条の3（特管使用あいくる材を製造する工場の立入調査）関係

原則として年に1回実施する。なお、立入調査時は、認定申請書に記載する品質管理責任者が立会すること。

調査内容は販売説明書（様式第13）、環境に対する安全性適合状況報告書（様式第15）及びその他品質管理にかかる書類の保管状況に関すること。

第16条（変更届）関係

第1項に定める「認定申請書に記載した申請者の氏名等、申請内容に変更があったとき」については、次による。

- (1) 申請者の会社の名称（個人から法人への変更は除く。）、住所（製造工場の変更は除く。）または代表者の変更があったとき。

- (2) あいくる材の販売者を追加したとき。
- (3) 販売者と製造者が連名で認定を受けている場合に、販売者のみを変更したとき。
- (4) 品質管理責任者を変更したとき。
- (5) あいくる材の寸法・規格等の追加、若しくは変更を行ったとき。
- (6) 再生資源を除き、あいくる材の製造に使用する原料等を変更したとき。
- (7) 上記(5)及び(6)に記す変更は、あいくる材の品質・性能に影響しない範囲であること。
- (8) その他これらに類するものを変更したとき。
- (9) 変更届は、関係書類を添えて2部提出すること。

第17条（その他報告事項）関係

第一号及び第二号については、次による。

報告書等は、関係書類を添えて1部提出すること。

第20条（認定の取り消し）関係

次のいずれかに該当するときは認定の取り消しに変えて、一時的にあいくる材としての出荷をしないこととする措置とすることができる。

- (1) 第六号に該当すると認められるとき。
- (2) 第七号のうち、認定を受けた者があいくる材の製造に必要な資格・免許等に関する行政処分を受けたとき。

附 則

- この運用基準は、平成16年 8月16日から施行する。
- この運用基準は、平成17年 3月 3日から施行する。
- この運用基準は、平成17年 7月21日から施行する。
- この運用基準は、平成17年11月25日から施行する。
- この運用基準は、平成19年 7月17日から施行する。
- この運用基準は、平成25年 8月 1日から施行する。
- この運用基準は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この運用基準は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この運用基準は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この運用基準は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この運用基準は、令和 元年 7月 1日から施行する。
- この運用基準は、令和 元年12月 1日から施行する。
- この運用基準は、令和 6年 8月 1日から施行する。